

「門真市ボランティアポイント制度事業」の背景

平素は、弊社の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

市役所と協働を行い、平成22年11月より地域通貨「蓮」の発行を行い、6年が経過しようとしています。

地域通貨の発行を通じ、自助、共助に加えて地域の絆による「近(きん)助(じょ)」の大切さを市民の皆様により理解していただけるよう、これまで思いを込め取り組んでまいりました。

そのような取り組みの中で、市内には、ボランティア活動を地域で実践されている個人の「市民力」や団体に活動されている「地域力」という、「人材(じんざい)」ではなく、「人(じん)財(ざい)」という財(たから)が、多く存在している事に改めて気づくとともに、大切にしていかなければならないと感じました。

このたび、市役所との新たな協働の事業として、ボランティアを始める「きっかけ」や活動継続への励みとなることを目的に、また、より一層ボランティア活動への関心が高まり、市民が支え合う機運の醸成をめざすため、ボランティア活動の付加価値として、昨年10月よりボランティアポイント制度事業を実施する運びとなりました。

皆様には、ぜひ本制度の趣旨を御理解いただき、ご活用いただきますよう、よろしく願いいたします。



平成28年8月

特定非営利活動法人 あいまち門真ステーション

「門真市ボランティアポイント制度事業」の仕組み

1. 「ボランティアをしたい人」、「ボランティアを必要とする人」は、実施主体である「あいまち門真ステーション」又は「ボランティア受入機関¹」に登録をしてもらいます。
2. 「ボランティアをしたい人」として登録した個人に対し、ボランティアポイントカードを交付します。
3. 実施主体等がみとめたボランティア活動（概ね30分以上）1回に対しボランティアポイントを1ポイント付与します。
4. 団体での活動に参加された方々の場合は、ボランティア活動に参加した個人ごとにポイントを1ポイント付与します。
5. ボランティアポイントが「30ポイント」以上となれば、活動に対するお礼の気持ちとして、地域通貨500蓮と交換します（市からも感謝の気持ちとして市長のメッセージをあわせてお届けします）。

¹受入機関とは、実施主体であるあいまち門真ステーションに事前に登録をした、社会福祉法人やボランティア活動団体等のことです。

「門真市ボランティアポイント制度事業」の注意点

1. ポイント付与期間中に、カードを紛失又は棄損した場合は、新たなカードを交付しますが、それまでのポイントは再交付しませんので、ご注意ください。
2. 国などから委嘱を受けておられる方（民生委員・児童委員や保護司など）の活動は対象外となります。
3. 政治活動など、実施主体や市役所が求める市民公益活動ではない活動についても、対象外となります。



ボランティア活動の一例



病院の付き添い

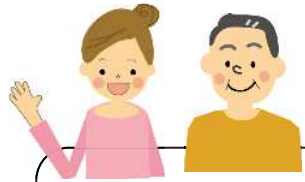


散歩のお手伝い



話し相手

実施主体がポイントを付与する場合



ボランティアをしたい人

④活動

ボランティアを必要とする人

①登録

②情報提供・カード発行

③連絡・依頼

⑤実施確認

対象となるボランティア活動

- ①実施主体が管理する登録ボランティアの活動
- ②市が主催・共催する活動

例) おうちのそうじ手伝いや買い物の付き添い など

実施主体 (あいまち門真ステーション)

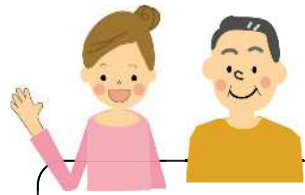
ボランティアの登録・カードの発行
ボランティア情報の収集・提供

ポイントの付与・管理
地域通貨「蓮」との交換

【ポイント付与について】

- 1回のボランティア参加 (概ね30分以上) で1ポイントを付与します。
- ボランティアポイントが30ポイント以上となれば、活動に対するお礼の気持ちとして、地域通貨500蓮と交換します (市からも感謝の気持ちとして市長のメッセージをあわせてお届けします)。

受入機関がポイントを付与する場合



ボランティアをしたい人

ボランティアを必要とする人

④活動

①登録

②情報提供
カード交付

③連絡・依頼

⑥ポイント付与

受入機関 (実施主体が認定するボランティア活動受入機関
例：社会福祉法人やボランティア活動団体)

ボランティアの登録・カードの交付
ボランティア情報の収集・提供
ポイントの付与

⑤実施確認

対象となるボランティア活動

受入機関が実施確認をする活動
例) 公園の清掃
地域パトロール
本の読み聞かせ など

(1) 団体登録

(2) 資料提供
カード等

(3) 活動報告

実施主体 (あいまち門真ステーション)

受入機関の登録
ボランティアカード等の資料提供
地域通貨「蓮」との交換

【ポイント付与について】

- 1回のボランティア参加（概ね30分以上）で1ポイントを付与します。
- ボランティアポイントが30ポイント以上となれば、活動に対するお礼の気持ちとして、地域通貨500蓮と交換します（市からも感謝の気持ちとして市長のメッセージをあわせてお届けします）。

図の矢印の数字について

- ・・・ボランティア活動での動き
- ()・・・実施主体とのやりとりの動き

ボランティアポイント制度事業の出前講座を実施しています

職員が、地域や団体の会合・総会・研修等にお伺いし、「ボランティアポイント制度事業とは何か」、「ボランティアポイント制度事業により何をを目指すのか」などを分かりやすくご説明します。お気軽にご活用ください。

ご利用方法

| | |
|------------|--|
| 対 象 | 市在住・在勤・在学の方で概ね 10 名以上のグループであれば、どなたでもお申し込みいただけます。 |
| 開催時間 | 原則平日（木曜日・土曜日・日曜日、祝日、年末年始を除く） 午前 10 時～午後 5 時の間で 2 時間以内です。 (時間外の開催を希望される場合は、ご相談ください) |
| 会 場 | 申込者の方で市内に会場をご用意ください。 (会場使用に経費がかかる場合は、申込者負担となります。) |
| 講師および講師料 | NPO 法人あいまち門真ステーション職員が講師を行います。 講師料は無料です。 |
| 申込方法 | 講座希望の 2 週間前までに電話にて NPO 法人あいまち門真ステーションにお申し込みください。 |
| 申込・お問い合わせ先 | NPO 法人あいまち門真ステーション 電話：070-1239-7093 |

ご利用にあたってのお願い

この講座は、ボランティアポイント制度事業を広く市民の皆様に周知するものであり、当法人に対しての苦情や要望を言うための場ではないことをご理解・ご了承ください。

また、当日の集会で、政治・宗教・営利活動、またはそれに類する活動が含まれる場合、その他、本事業の目的から大きくかけ離れている場合は、職員の派遣をその場で中止します。

お問い合わせ先

NPO 法人あいまち門真ステーション

電話：070-1239-7093

FAX：072-800-7432

メール：kadoma-tsuka@aqua.ocn.ne.jp

門真市ボランティアポイント制度事業 受入機関一覧

NPO法人 あいまち門真ステーション

平成29年4月3日現在

| | 受入機関名 | ボランティアの内容 |
|----|---|----------------------------|
| 1 | 上野口町南自治会キッズサポーター | 小学1年生を各家庭に送る、地域パトロール活動 |
| 2 | 松園建設株式会社 | 四宮3号公園周辺の清掃活動 |
| 3 | ダイトタクシー | 千石東2～4番地周辺の清掃活動 |
| 4 | 朗読ボランティア ゆりかご | 朗読によるテープ図書の作製など |
| 5 | 門真市消費生活研究会 | 消費生活講座による啓発活動など |
| 6 | 五月田クラブ老人会 | キッズサポート |
| 7 | 株式会社天辻鋼球製作所 | 会社敷地の外周道路の清掃 |
| 8 | 絵本ことの葉会 | 絵本の読み聞かせ |
| 9 | 朝日町自治会 | 清掃活動など |
| 10 | 関西外国語大学ボランティア同好会ひまわり | サタスタ・学び舎・朝市などのボランティアスタッフなど |
| 11 | みんなのかどま協議会 | 公益活動に係る諸活動の促進・助言・関連企画の実施 |
| 12 | 石原東町会PTA | 子どもの清掃活動など |
| 13 | 常盤町自治会 | キッズサポートや防犯パトロールなど |
| 14 | 大池町自治会 | キッズサポート |
| 15 | みどりデイサービスボランティア | 配膳・利用者のお迎え・飲み物接待など |
| 16 | 公益社団法人 門真市シルバー人材センター | 清掃活動やイベントスタッフなど |
| 17 | NPO法人車椅子レクダンス普及会 門真支部 | 施設訪問活動など |
| 18 | あわてんぼうワンちゃんとゆっくりカタツムリ さんの会 ステップ・ステップ | 子育て・親育支援活動など |
| 19 | 御堂南自治会 | キッズサポート・町内清掃・廃品回収・夜警 |
| 20 | みんなの未来かいたく団 | 耕作放棄地の再生活動など |
| 21 | NPO法人 ことはじめ | 各種事業に関するボランティアスタッフ |
| 22 | 大橋町自治会 | キッズサポート・小学校の花壇の管理清掃 |